

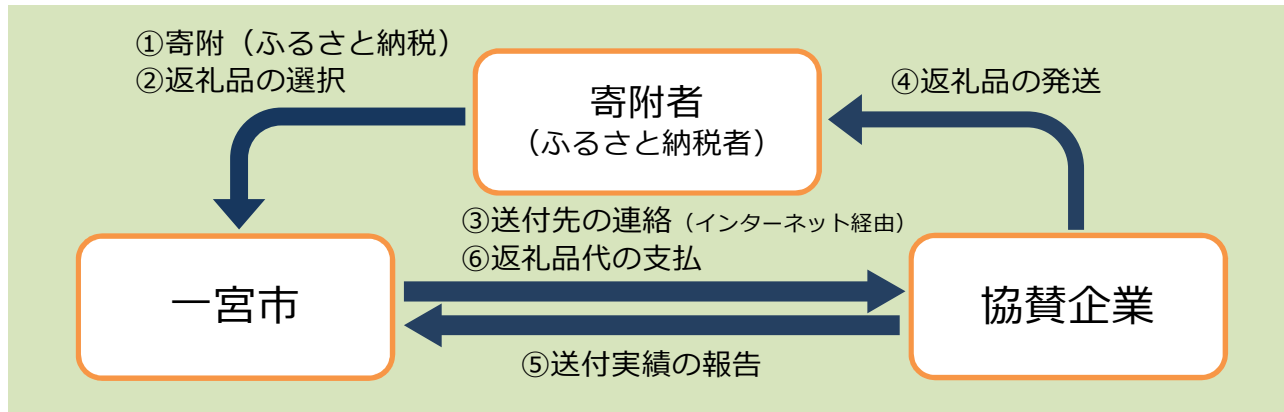
「いちのみやの特産品」を提供してください！

★★★いちのみや応援寄附金返礼品協賛企業募集要項★★★

一宮市では、いちのみや応援基金への寄附（ふるさと納税）の促進と、一宮の魅力や地元特産品のPRを図ることを目的に、2015年12月から、本市に寄附をされた方（市外在住の個人の方）に対して、地元特産品を返礼品として贈呈しています。

2023年度の1年間では、全国から2,085件、82,870,305円ものご寄附をいただきました。そこで、引き続き、ふるさと納税により一宮を広くPRするため、本市と協働して特産品等を提供していただける事業者（以下「協賛企業」といいます。）を募集しています。

1. 事業のイメージ



◆ふるさと納税制度とは

個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄附した場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて税額が控除される仕組みです。

2. 返礼品について

(1) 要件

- ①平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものやサービスで、本市の魅力を体感できるものや本市のPRにつながるもの。
- ②提案品の表示および広告内容が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に抵触していないこと。
- ③品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して寄附を募る場合を除く。）
- ④食品については、寄附者に返礼品が到着後5日程度の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、自らの費用で返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。
- ⑤キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- ⑥宿泊施設・役務の利用券等については、転売防止措置を講じること。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- ⑦物品との引換えに使える電子クーポン等の場合は、引換えが可能な物品が全て地場産品基準を満たすものであること。
- ⑧自ら生産・製造したもの以外の場合は、返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- ⑨本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること。また、本市が疑義があると認めたときは調査に応じることができるものであること。
- ⑩ふるさと納税ポータルサイト等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、提供事業者名等）を電子データで無償で提供可能であること。

(2) 返礼品の価格

返礼品の価格は、右表の返礼品の価格区分とし、商品代、梱包代、消費税等を含みます。市は送料を含めた右表の市負担額を、協賛企業に支払います。

(3) 返礼品の提供期間

契約日から契約年度の3月31日まで

3. 協賛企業のメリット

(1) 企業名や商品名等を市がPR

ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像や企業名等が掲載されます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

協賛企業は、返礼品の発送にあたって、

予め市へ提出いただいた自社の商品パンフレット等を同梱して発送することにより、自社商品等の販売促進・PRを行うことができます。ただし、パンフレット等の送付は、返礼品の発送時に限らせていただきます。

4. 協賛企業の申込要件

日本国の法律を遵守し、関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。食品を返礼品として提供する事業者は、食品表示法に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。）することなく、適正な食品を確実に供給できる体制を整備していること。申込時に市税の滞納がないことが要件となります。ただし、市が協賛企業として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

本市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であることも必要です。

5. 協賛企業の役割

(1) 返礼品の発送

市から返礼品の送付の依頼があった場合、依頼を受けた日から1週間以内を目途に寄附者に対して返礼品を発送してください。送付が遅くなるなど、送付に関して問題が生じた場合は、市へ必ず報告をお願いします。また、季節限定の商品である、依頼を受けてから制作するために日数を要する等の理由により、1週間以内の発送が困難である場合は、申込書にその旨を記載してください。発送時には一宮市の紹介パンフレット等も同封していただきます。

(2) 市への発送報告、返礼品代の請求（月締め）

毎月の返礼品の送付実績を翌月の10日までに所定の様式で報告いただくとともに、返礼品代の請求をしてください。その際、発送票の写しなど、送付したことが確認できる書類も提出してください。

6. 協賛企業の申込方法等

(1) 申込方法

別紙「いちのみや応援寄附金返礼品協賛企業参加申込書」に返礼品として提供する商品の写真、参考資料等を添付し、一宮市総務部行政課まで電子メールにて提出してください。

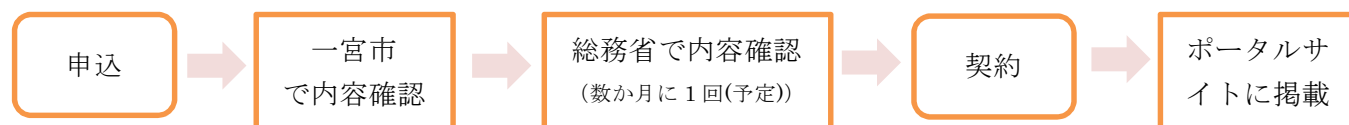
なお、公平性の観点から1協賛企業につき、返礼品は10品までとさせていただきます。また、重複申込はできません（同じ商品を複数個セットにし、価格帯を変えて申し込むなど）

(2) 申込期間

随時

(3) 協賛企業の決定

協賛企業及び返礼品について市が地場産品基準や募集要項等に適合するか確認を行います。その後、総務省の確認を経たのち、決定となります。協賛企業として決定した事業者とは、業務契約を締結するとともに、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）に掲載します。なお、掲載順については、市で決定します。



7. 個人情報の取扱い

協賛企業は、市から提供された寄附者の個人情報を、個人情報保護法に基づいて、適切に取り扱わなければなりません。

返礼品の価格	市負担額	寄附金額（1回当たり）
3,000 円相当	3,500 円	10,000 円以上
4,500 円相当	5,000 円	15,000 円以上
6,000 円相当	6,500 円	20,000 円以上
7,500 円相当	8,000 円	25,000 円以上
9,000 円相当	9,500 円	30,000 円以上
10,500 円相当	11,000 円	35,000 円以上
12,000 円相当	12,500 円	40,000 円以上
13,500 円相当	14,000 円	45,000 円以上
15,000 円相当	15,500 円	50,000 円以上
16,500 円以上	返礼品の価格 と同額	返礼品の価格の 3 分の 10 以上

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛企業への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

8. その他

- (1) お申込みの際は、本募集要項及び一宮市いちのみや応援寄附金推進事業実施要綱の内容をよく確認してください。
- (2) 協賛企業は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、承認した協賛企業が募集要項及び実施要綱に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その承認を取り消すことがあります。
- (4) 市は、地場産品基準が変わった場合、基準に該当しなくなった返礼品の承認を取り消します。

お申込み・お問合せ

一宮市 総務部行政課 分権・法制グループ
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎5階）
電話：0586-28-8956（ダイヤルイン）
E-mail：furusato@city.ichinomiya.lg.jp
担当：岩田、大島

